

知財パラダイムシフト

18

公益社団法人 知財経営協会(SIR)

会長(兼)理事長

玉井 誠一郎 先生



関連 HP

「知財マネジメントの善知識」

「高貴に生きたる」とはニーチェの言葉です。自己のためだけでなく社会(公益)への貢献を通じて人々を覚醒に導く生き方です。四国松山にある母校愛光学園の我らの信条に「普遍的教養を体得して世界に愛と光を増し加える」とあります。旧態依然とした知財マネジメントから覚醒するための善知識(コペルニクス的転回)はその一端を担っており、協会代表理事として、協会登録知財を含む非出願知財に対する知財侵害裁判等を通じて制度政策の変革と公正社会の実現に貢献します。

第18回 発明等の活用戦略(発明等の奨励と保護・活用の考え方(4))

技術貿易に見る 非出願知財の有用性

特許(発明)による独占的利益や特許ライセンスが知財利益であると考えられる人は多い。しかし、特許は独占のジレンマがあり(排他独占をすればするほど事業が縮む)これで儲けている企業は稀有で、せいぜい悪名高いパテントトロール(特許主張主体・PAE)くらいです。企業のみならず会計監査院の近時の調査によれば、全国55の公的研究機関や81の国立大学の知財収支は6~15億円の赤字、人件費を入れればもっと赤字が増えるようです。

一方、技術貿易収支と言う統計があります。技術貿易収支とは、物の貿易ではなく見えざる資産であるノウハウや技術指導料等に係る貿易収支で、例えば国内の自動車企業が海外の子会社に技術指導を行った指導料等の収支です。日本は近年米国に

次ぎ4兆円の赤字です。この中身は、部品の仕入れ情報、組立てノウハウ情報、品質検査情報、サービス情報等の非出願知財情報が大半を占めます。特許等の出願情報だけでは同じ品質性能を持つ商品は作れません。特許ではなくノウハウライセンスだけで大きな収益をあげている事例がいくつもあります。日本は、まだ親子関係企業間での取引に限られていますが、米国はそれ以外にも拡大し、技術貿易収益は日本の数倍にも上っています。


図1は、従来の知財活用戦略を180度転回する知財活用パラダイムシフトの説明です。すなわち、特許等の出願知財を独占ではなく、業種業態の世界標準(デファクトスタンダード)やブランド形成のために無償や超低ライセンス料で公開提供して仲間を増やす一方で、この特許情報だけでは商品化できないため商品化に必要な非出願知財情報をライセンスすることに

より、独占のジレンマを回避して収益を上げる戦略です。この戦略はすでにIBM等の知財経営先進企業が取り入れ実績を上げています。知財(発明等)は、保有したままでは負債ですが、商品に使用されて初めて価値を発現する(金銭価値を持つ)ため、より多くの商品に使用されるようにマネジメントすることが肝要です。日本企業は大きく遅れています。

この戦略の優れているのは、図2に示すようにライセンスはすでに国内で商品化した自動車に関する技術製造検査情報等をライセンスするだけでライセンス先(ライセンシー)の売り上げの幾らかを技術指導料等として得ることができ、ライセンスはこの情報によって100%保証された商品ができるので開発費0で製造リスクもないなど双方にとってWIN-WINになります。この活用方法はあらゆる業種業態に適用できるものと考えます。

文化発明等の活用戦略 (モノだけではなくその作り方を売る)

近年日本文化に対する関心が高まり来日外国人が急増しています。日本の伝統文化のみならず食品・料理、衣服、建築、演劇、技芸・工芸など全国に埋もれている未商用の発明や伝統がたくさんあります。日本人



玉井 誠一郎先生の略歴
 大阪大学工学部・同大学院卒。
 パナソニック(株)にて情報機器等の研究開発
 事業責任者と半導体知財戦略TF統括、大
 阪大学客員教授等を歴任。
 著書:知財インテリジェンス、知財戦略経営
 概論等。博士(学術)

は、例えばうどんやラーメンをキツネうどん、なべ焼きうどん、みそラーメン、塩ラーメン等何十何百種類にも展開する発明能力があります。

このようにして生まれた膨大な発明を商品にして知財(発明等)使用商品として売る事に加えて、その作り方(発明)を非出願知財(ノウハウ等)として世界にライセンスすればその使用料収益は極めて大きくなります。これは前述の技術貿易収支に相当するのですが、技術のみならず上記文化的発明もこれに加えることができるため黒字額は増大し、もはや技術貿易と言う名称は適切ではなく「情報貿易収支」の方が適切になるでしょう。

例えば、紙紐を使ってカラフルな小物や小物を作り売るのはなく、紙紐とかご等の作り方を講習会やレシピ本で売っ

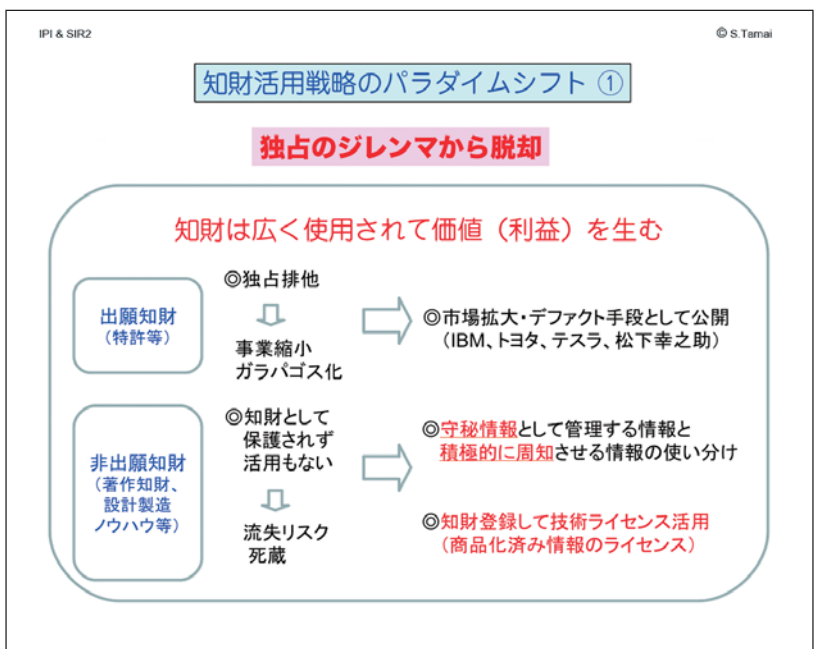


図1 知財(発明等)活用戦略のパラダイムシフト

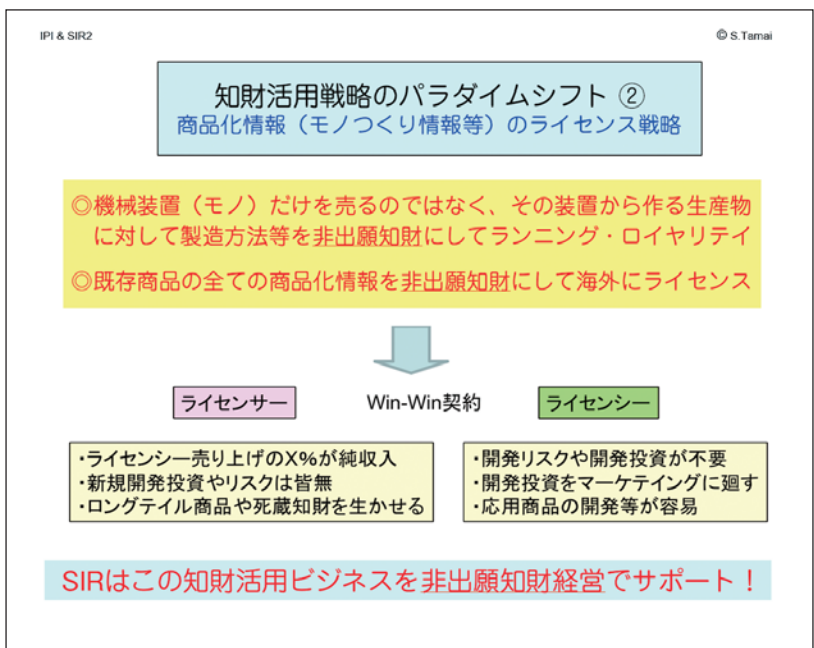


図2 知財(発明等)情報のライセンス戦略

ている高収益企業があります。プリンターの消耗品ビジネスに似ているようですが、これも知財(発明等)活用の新しい展開事例です。また、機械装置だけを売って満足している装置企業がありますが知財活用ができていません。例えば、半導体製造装置と言う機械装置(モノ)を販売するだけではなく、その装置を使用して高品質高性能な半導体を作り出す製造プロセス条件(プロセス発明等)情報を知財化し装置とは別にライセンス契約し、この装置から製造される半導体に対してランニング・ロイヤリティ

(ランニングフィー)を取るのには優れた戦略です。

健康食品メーカーも、流行に応じて様々なサプリメントを商品化しますが、多くはロングテールになり倉庫に入ります。これから商品も材料調達から製造・検査・製品パッケージに至るまですべての商品化開発が完了済みであり、これらの全情報を非出願知財情報として協会(SIR)に登録し海外等にライセンス供与する活用戦略も、上記自動車企業が取っているのと同様に優れた知財活用戦略であると考えられます。

知財活用を非出願知財でサポートする協会(SIR)

協会(SIR)は、本誌「NEWテクノロジー」知財情報最終ページに知財登録事例とともに紹介されているように、出願によらない知財の保護活用について、世界初の「知財(IP)コード」を使用してサポートしています。商品やパンフレット等に知財(IP)コードを添付することによって、事前に、積極的に不正競争の防止を図り、出願・維持という見えるコストの削減とともに、自制を働かせること

で係争リスク低減という見えないコスト低減にもつながります。

知財登録に際しては、知財情報本体である文書・図面・写真・音声・動画等のデジタルデータに対して知財登録証の証である知財(IP)コードを付与し、存在証明と非改ざん証明の証としてタイムスタンプを押印します。知財保護は、不正競争防止法等で法的保護が受けられるように製造ノウハウ等は秘密情報管理を必須としませんが、シンボルマーク等の商標的・デザイン的情報は逆に積極的に公開PRして周知させることで保護されます。

また、被害があった場合は、警察に被害届と刑事告訴を行うことを先行させ、損害賠償請求である民事訴訟はその後にするのが良いです。刑事裁判では、原告側の捜査や弁論は警察や検察が公費で行うので弁護士費用等は発生せず、その捜査資料等は民事裁判に有利に働くことが考えられるので刑事ファーストを原則とします。協会(SIR)は、知財研究の一環として知財登録侵害に対する裁判事例を作ることを目指しています。知財活用については、すでに述べたように非出願知財等をいかにトータルで活用するかにかかっています。なお、活用先が海外の場合は、ライセンス契約内容や契約不履行時等への対処について特段の配慮が必要になります。これらを含めて協会(SIR)は会員サポートができます。

次回から知財侵害対応や人工知能(AI)の知財応用等について論考を予定します。